

～特殊車両取締を行いました～

米沢国道維持出張所では、平成20年7月2日(火)に一般国道13号栗子峠付近で、米沢警察署の協力を得て、特殊車両の指導取締を実施しました。



マットスケールで重さを量ります

特殊車両とは：車両の構造が特殊又は輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ、及び総重量のいずれかが一般的制限値等を超える車両。道路を通行するためには、許可が必要。(道路法47条の2)

※特殊車両の例

○トラック・クレーン



①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿



○フルトレーラ



車両の諸元	一般的制限値(最高限度)
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル
重量	総重量 20.0トン(高さ指定道路は4.1メートル)
軸重	10.0トン(高速自動車国道又は重き指定道路は25.0トン)
隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも5.5トン以下のときは19.0トン)
	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
軸荷重	5.0トン
最小回転半径	12.0メートル

対象車両8台のうち違反車両は3台でした。(無許可(経路違反)での通行停止命令が1台。許可証不携帯での指導警告が2台。)違反者には、6箇月以下の懲役や100万円以下の罰金が科されることがありますのでご注意ください。

<申請・問い合わせ窓口>

山形河川国道事務所 道路管理第一課

TEL 023-688-8421



山形県による不正軽油の取締も行われました